



# 学校からの大切なお願い



子どもたちの安全を守るため、また、子どもたちの健全な社会性を育てるために、保護者の皆さまと協力して指導していきます。

ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

## お願い① 児童虐待に対する通告義務について

児童虐待（身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待）は大きな社会問題です。

法律では、次のように学校の責務が記されています。

- 児童虐待の早期発見に努める。
- 児童虐待と思われる事態が発生した場合は、速やかに通告する義務がある。



## お願い② 「器物損壊と費用弁済」について

### 故意、または、故意に近い状況で破損した場合

に修繕費用の弁済負担を保護者にお願ひします。

(例)

- ・白衣や図書の本をなくしてしまった。
- ・物を投げたり、振り回したりして、ガラスを割った。
- ・故意に、物を壊した。 など

## お願い③ 「携帯電話やスマートフォン」について

### 山内小学校のルール

#### →学校へは持ってこない。

小学生には携帯電話を持たせないことが望ましいとされています。持たせる場合は、ご家庭で厳格なルールづくりが必要です。



## お願い④ 子ども同士による金銭授受をしないために

子どもたちの金銭授受についても

### 「行ってはいけない行為」です。

行われる背景には「金銭を持ち出せる環境」「規範意識」「子どもたちの金銭感覚」

「いじめ問題」があるとされています。ご家庭での見守りをお願いいたします。

## お願い⑤ 「刃物（ハサミ、カッター、彫刻刀）の扱い」について

児童の安心・安全のために、

### 刃物にあたる、ハサミ（常時）、彫刻刀、裁縫セット（使用時）は、学校で回収します。

授業や学習活動で使用する際には返却し、使用后、再度回収します。

ご家庭でも刃物の扱いについて、よくお話ください。

## お願い⑥ 「タブレット及び付属品破損・故障等の対応」について

### 故意に破損・故障または利用不可となる状態にさせた場合、紛失した場合

学校の案内に沿って、修繕費用の弁済負担または現物での弁済を保護者の方にお願ひします。

令和5年4月

保護者様

横浜市立山内小学校  
校長 佐藤 正淳  
児童支援部

## 学校での携帯電話やスマートフォンの取り扱いについて

日頃から、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、子どもたちが携帯電話等の利用に関わる様々な問題に巻き込まれるケースが増えています。そうした状況を踏まえて、文部科学省から、学校における携帯電話等の取り扱いに関する方針の明確化に取り組むよう指示があり、学校の指針例として「小中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話等の持ち込みについては、原則禁止とすること」が示されています。また、すでにマスコミを通じて報道されました「『ケータイ・ネット』から子どもを守る連絡会議」の提言の中でも、「携帯電話等は学校教育に必ずしも必要でないものである」ことを踏まえて学校における携帯電話等の取り扱いルールを策定するよう述べられています。

このような経緯を受けて、本校でも携帯電話やスマートフォンの学校への持ち込み等についてPTAの代表の方々とも協議し、次のようなルールを定めております。

ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

### ～山内小学校 携帯電話取り扱いルール～

#### **携帯電話やスマートフォンは学校へは持ってこない（従前通り）**

※ 保護者の皆さまへお願いしたいこと

##### **ご家庭でもたせる場合は・・・**

- ① お子さまに携帯電話等を持たせる場合は、通話機能のみとし、Eメールを含むインターネット利用をさせないなど、家庭で厳格なルールを設けること。
- ② インターネットを利用する場合、フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）を必ず利用すること。
- ③ インターネットを利用する場合、利用状況（友人等との連絡がどのようにされているかなど）を必ず把握すること。
- ④ 携帯電話等を利用したために問題が生じた場合には、関係機関（警察など）に連絡し、対応について相談すること。

以上のことを守っていただきたいと思います。

携帯電話やスマートフォンに関する山内小学校ルール及び保護者へのお願いの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

保護者の皆様

## 子どもたちの安全を最優先するために

～児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力をお願い～

文部科学省によれば、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず発生しています。

児童虐待は社会全体で解決すべき深刻な問題となっています。

法律では、学校は、児童虐待の早期発見につとめなければならないこと、そして児童虐待と思われる事案が発生した場合は、子どもの安全のために「守秘義務」に優先して速やかに「通告する義務」が定められています。

また、「横浜市子供を虐待から守る条例」では、市、市民、保護者及び関係機関等それぞれの責務を示し、社会全体で子どもを虐待から守るよう定めています。

保護者の皆様におかれましては、子どもの安全を守るため、学校の児童虐待発見、通告へのご理解、また、保護者、学校が連携して子どもたちの安全を見守る体制づくりへのご協力をお願いいたします。

令和5年 横浜市教育委員会

### 児童虐待防止法等に関する法律

#### 第5条（児童虐待の早期発見努力義務）

学校、児童福祉施設、病院その他の児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に勤めなければならない

#### 第6条（児童虐待に係る通告義務）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない

# 子ども同士の お金のやり取りは 「やってはいけないこと」です。

お金のやり取りは、  
たとえ少額であっても  
よくないよね！

ネットゲームでの課金<sup>※</sup>  
も、お金のやり取りと  
同じだよ！

財布忘れちゃった！  
友だちにジュース代  
借りちゃおう！

今日は僕のもってきた  
お金で遊ぼうよ！

□はじめは少額が、知らず知らず高額に！

□お金を要求することは刑事事件になることも！

□お金の貸し借りは「いじめ」につながる可能性あり！

※金銭授受は 脅迫罪 強要罪 恐喝罪 にあたる可能性があります。

※学校では、必要に応じて警察等、関係機関と連携して指導を行います。

## いやなことや心配事があったら、すぐ大人に 相談して安心できる学校生活を送ろう！

※課金：アプリゲーム等のプレイ料金やゲーム内アイテム等の料金を支払うこと

保護者の皆様

## 子ども同士による金銭の授受をしないために

～ご家庭でのご理解、ご協力をお願い～

子どもたちは学校生活など、日々のかかわりの中で様々な経験を通してお互いを認め合い、成長していきます。その中で、今もなお、地域や商業施設等で過ごす際に金銭の授受でトラブルになり、結果的に大きな問題に発展したり、事件に巻き込まれたりする事案が少なからず見られます。

金銭授受はたとえ仲の良い関係であっても行わない方が良い行為です。最初は少額と思っていたものが、いつのまにか大きな金額に膨れ上がり、取り返しがつかなくなることもあります。最近では、ネットゲーム（課金）などにより、金銭感覚が麻痺して、事実が把握しにくくなる危険性もあります。

金銭授受が行われる背景には、金銭を持ち出せる環境や、子どもたちの金銭感覚、規範意識の問題やいじめの問題が潜んでいる場合もあります。事案によっては、民事や刑事事件に発展することもあります。

このことから、子どもたちの金銭授受については、「行ってはいけない行為」として学校では指導いたしますので、ご理解いただき、ご家庭でもご指導をお願いいたします。

また、状況によっては、警察や児童相談所などの関係機関と連携して子どもたちの健全育成や再発防止に向けて取り組んでまいりますので、あわせてご理解ご協力をお願いいたします。

令和5年 横浜市教育委員会

### 関連法規

#### 刑法第222条（脅迫罪）

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

#### 刑法第223条（強要罪）

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

#### 刑法第249条（恐喝罪）

人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

## 公共物等破損にかかる指導と費用弁済へのご理解とご協力のお願い ～子どもたちの「心豊かな成長」を願って～

### I ねらい

教育指導の一環として費用弁済の手続きを設け、子どもたちの公共物を大切にす  
る心を育て、自らの行為に対する責任の自覚を促します。

#### ※ 児童生徒の公共物等破損の発生件数（市立小・中学校）

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
発生件数	1,035件	794件	707件	616件	580件

### II お願い

- 子どもに公共心や責任感などの社会規範意識を育てるために、家庭や学校、地域社会が協力し合うことが必要です。善悪の判断については、ご家庭でも子どもの心情を理解しながら指導いただくようご協力をお願いします。
- 子どもが学校の窓ガラスやドアなどの公共物等を故意（わざと）、または、故意に近い状況で破損した場合に、自らの行為に対する責任を促す教育指導の一環として、修繕費用の弁済を保護者をお願いします。

### III 運用について

- 学校は、子どもが学校の公共物等を故意（わざと）、または、故意に近い状況で破損した場合に、自らの行為に対する責任を自覚し、豊かな社会性を身に付けられるよう、ご家庭と協力して指導を行います。
- 学校は、指導の状況と弁済について保護者に相談しますので、お子様の成長に役立つよう十分な話し合いをお願いします。
- 弁済額は、基本的な目安として、故意によるものは修繕費の100%、故意に近いものは50%としますが、実情に合わせて柔軟に対応を図ります。

保護者の皆様

## GIGA 端末とその付属品の

### 破損・故障等の対応についてのお願い

横浜市教育委員会より整備された1人1台端末(GIGA 端末)について、様々な学習場面で積極的に活用を進めています。学校では適切な指導のもと大切に利用しておりますが、破損・故障等が発生するリスクも想定されます。

「横浜市立学校における新教育情報ネットワーク等端末利用ルール」「GIGA 端末及び周辺機器等にかかる弁済処理実施要領」をもとにご家庭等で負担いただく場合もありますので、下記の通りご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、付属品とは端末に付属している又はセットで貸与された電源アダプタ及びケーブル、カバー等を指します。

※GIGA 端末:「横浜市における GIGA スクール構想」等により整備した1人1台端末等

#### 1 弁済対象となる場合(ご家庭等で負担いただく場合)

- (1) 故意に(わざと)破損・故障又は利用不可となる状態にさせた場合
- (2) 紛失した場合
- (3) 児童生徒以外の者又はペット等が破損・故障させた場合
- (4) 適切な管理を明らかに怠ったことにより破損・故障させた場合  
(雨天時に屋外で利用し雨水により故障したなど)
- (5) 著しい改造・汚れ等によって貸出時の状態への復旧が困難な場合
- (6) 上記(1)～(5)以外で、適切な教育活動から著しく逸脱した理由による破損・故障等  
(持ち帰り時に学校の許可なく家庭外等で利用し、破損させたなど)

#### 2 弁済対象とならない場合(ご家庭等の負担とならない場合)

- (1) 児童生徒が教育活動又は教育活動に付随する活動の中で過失により破損・故障させてしまった場合(学習中に誤って机上から落としてしまった、誤って水をこぼしてしまった、登下校中に水濡れや落下等で破損・故障させてしまったなど。)
- (2) 盗難された場合(警察への被害届の届け出が必要)

### 3 弁済対象となる場合の対応

- (1) 端末及び付属品の種類によって必要な手続きが異なります。学校の案内に沿って修繕費用の弁済負担又は現物での弁済をお願いします。
- (2) 修繕費用の弁済負担の場合、弁済額は修繕にかかった費用全額となります。現物での弁済の場合、学校の案内に沿ってご家庭等で現物を購入していただき、現物で学校に弁済をお願いします。
- (3) 破損・故障等発生時の状況と弁済について、学校が保護者に確認・相談することになりますので、ご協力をお願いします。

### 4 休校時等のご家庭等での利用時の注意点について

- (1) 水濡れや外からの衝撃に注意し、雨の日はビニール袋に入れて運ぶなど配慮をお願いします。
- (2) 紛失や盗難を防ぐため、学校から許可された場所以外に持ち出さないようにし、学習目的に限って利用してください。
- (3) ご家庭等で利用する場合は、身の回りの場所を整理したうえで丁寧に扱ってください。

令和5年4月 横浜市教育委員会